

IFRS in Focus

IASBは、有形固定資産が使用可能となる前に生産された物品の販売収入の会計処理に関するIAS第16号の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された最新の公開草案ED/2017/4に示されたIAS第16号「有形固定資産」の修正案を要約したものである。

要点

- 有形固定資産が使用可能となる前に生産された物品を販売する場合に、IASBはそれらの収入を有形固定資産の取得原価から控除するのではなく、純損益に認識することを提案する。
- 本修正案に係るコメント期限は、2017年10月19日である。

論点

IAS第16号17項（e）は、有形固定資産が正常に機能するかどうかの試運転コスト（有形固定資産を、経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態にする間（すなわち、有形固定資産が「使用可能となる」前）に、生産した物品の販売による正味の収入を控除後）を資産化することを要求している。

IFRS解釈指針委員会（IC）は、下記について検討することを要望された。

1. IAS第16号17項（e）で言及されている正味の収入の控除は、試運転により生産された物品に関するもののみなのかどうか。
2. 有形固定資産の取得原価から控除する収入は、試運転コストを超過できるか。

ICのアウトリーチでは、本論点は、異なる報告方法が適用されている、石油化学・採掘産業に主に影響を及ぼすことが示されている。企業によっては、試運転により生産された物品の販売収入のみを資産の取得原価から控除している。他の企業では、たとえ試運転に関連しなくても、有形固定資産が使用可能となるまで、資産の取得原価から販売収入全額を控除している。それらの企業は、資産が経営者の意図した方法で稼働していないことを基礎として、そのような処理をしている。場合によっては、有形固定資産の取得原価から控除される収入金額が試運転のコストを超過する。

修正案

IASBは、企業に、有形固定資産が使用可能となる前に生産された物品の販売収入を、それら物品の生産コストとともに純損益に認識するよう要求することを提案する。それらの収入を固定資産の取得原価から控除することは、許容されない。

IFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に結果的修正がある。

見解

IC及びIASBは、本論点を2014年から検討している。本修正案は、石油化学・採掘産業に重要なインパクトとなる可能性が高い。他のほとんどの業界では、有形固定資産の使用可能となる前に生産された物品の販売収入に重要性はないであろう。

IASBは、有形固定資産の使用可能となる前に生産される最も一般的な物品は、棚卸資産であることに着目した。有形固定資産が企業の通常の活動で使用されるのであれば、使用可能となる前にその有形固定資産によって生産された棚卸資産は、使用可能となった後に生産された棚卸資産と相違はない。それらは、企業の通常の活動のアウトプットだからである。したがって、それらの物品の販売収入は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる収益であり、販売収入を売却時に純損

益に認識する要求事項は、IFRS第15号の原則と整合している。

当該資産を経営者が意図した方法で稼働する前に販売される物品の生産コストには、減価償却費を含まない。減価償却費は、有形固定資産が設置された日から発生するためである。

IASBは、有形固定資産の取得原価から試運転による収入を控除することを制限し、当該控除が試運転コストを超過しないように修正案を作成することを検討した。試運転以外の活動から生じる収入も同様で、いかなる超過額も純損益に認識される。また、有形固定資産が使用可能となると考えられる時点に関する要求事項の変更も検討した。

IASBは、IFRS第15号及びIAS第2号の既存の要求事項は、本提案から生じる利用者の情報ニーズに充分対処していると判断し、新しい開示要求事項は提案していない。

発効日、経過措置及びコメント期限

本EDは、本修正案の発効日を特定していない。IASBは、本EDに関して受領するコメントの検討後に、発効日を決定する予定である。

本EDは、本修正案を最初に適用する財務諸表で表示する最も古い期間の期首以後に、使用可能となる有形固定資産に本修正案を遡及適用することを提案する。本EDは、本修正の適用開始の累積的影響を、表示する最も古い期間の期首に、利益剰余金（又は、適切な場合には、資本のその他の内訳項目）の期首残高に修正すべきことを提案する。

本修正案に係るコメント期限は、2017年10月19日である。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準) <http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS室」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**
デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- **IFRSとは**
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/IFRSをめぐる日本の動向/IFRS関連略称
- **解説記事**
IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- **セミナー**
IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー
- **出版物**
市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS室 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp